

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | | |
|---|----------------------|---|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | イスラム金融に関する所要の税制措置 | |
| 2 | 要望の内容 | <p>イスラム金融に関する所要の税制措置を講じること。具体的には、特定目的信託が発行する社債的受益権(あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権。以下「社債的受益権」という。)について、以下の措置等を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海外投資家が受ける社債的受益権の配当(収益の分配)を非課税とすること。 2. 特定目的信託に係る導管性要件について、国内 50%超募集要件、同族会社要件等の見直しを行うこと。 3. 国内金融機関等が受ける社債的受益権の配当(収益の分配)について、源泉所得税を免除すること。 4. 特定目的信託等に係る法人住民税の均等割を軽減すること。 <p>また、上記にあわせて、振替公社債の利子の課税の特例の対象者に海外年金基金を含めること。</p> | |
| 3 | 担当部局 | 金融庁総務企画局政策課金融税制室 | |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 8 月 | |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>平成 12 年度改正において、特定目的信託に係る受託法人の課税の特例が新設された(租税特別措置法第 68 条の 3 の 2)。</p> <p>平成 22 年度改正において、振替社債等の利子の課税の特例が新設された(租税特別措置法第 5 条の 3)。</p> | |
| 6 | 適用又は延長期間 | 恒久措置とする | |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位を確立するために、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境を整備し、アジアの一大金融センターとしての「新金融立国」を目指す我が国の金融・資本市場の魅力を高める。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>「世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。」</p> |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | Ⅲ-1-1(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着 |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むための多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>社債的受益権の発行額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置がなければ、イスラム投資家の我が国の金融・資本市場に対する投</p> |

| | | | |
|----|---------------------------------------|----------------------|--|
| | | | 資意欲が生じないと考えられる。 |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 宗教上の理由から金利の受領が禁止されているイスラム投資家によって活用されることが見込まれる。 |
| | | ② 減収額 | — |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》 イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境が整備されていない状況である。 |
| | | | 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 イスラム投資家は、宗教上の理由から金利の受領が禁止されているため、出資の形態をとるイスラム債にのみ投資可能である。 主要国では、イスラム・マネーを呼び込むために、海外投資家が受けるイスラム債(出資)の配当を非課税とするなどの税制上の措置が講じられている。 しかしながら、我が国では、イスラム債(出資)の配当が課税対象となっているため、イスラム・マネーを呼び込むための、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着が図られていない状況である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本措置がなければ、イスラム投資家の我が国の金融・資本市場に対する投資意欲が生じないため、イスラム・マネーを呼び込むことはできないと考えられる。 |
| | 《税込減を是認するような効果の有無》 税込減は生じないと考えられる。 | | |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 振替社債等の利子の課税の特例(租税特別措置法5条の3)と平仄を合わせた措置であり、妥当である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | — |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 税込減は生じないと考えられるので、相当である。 |
| 10 | 有識者の見解 | | 平成23年度税制改正要望をとりまとめるにあたり、証券税制のあり方について検討を行うために設置された、大臣政務官を座長とする金融税制研究会(平成22年5月から7月にかけて開催)において、イスラム債の配当を利子並みに扱うなどの対応策を講じるべきといった、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境整備の必要性が指摘されている。 |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特別法人税の撤廃 |
| 2 | 要望の内容 | 企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃すること。 |
| 3 | 担当部局 | 金融庁総務企画局政策課金融税制室 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 8 月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 《創設年度》 平成 11 年度(2 年間の課税凍結) 《過去の改正経緯》 平成 13 年度(課税凍結を 2 年間延長) 平成 15 年度(課税凍結を 2 年間延長) 平成 17 年度(課税凍結を 3 年間延長) 平成 20 年度(課税凍結を 3 年間延長) |
| 6 | 適用又は延長期間 | (特別法人税を撤廃し)恒久措置とする。 |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 |
| | | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すこと。 |
| | | 《政策目的の根拠》 ＜確定拠出年金法(平成十三年六月二十九日法律第八十八号)＞ (目的) 第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 ＜確定給付企業年金法(平成十三年六月十五日法律第五十号)＞ (目的) 第一条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 |
| | | Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着 |
| | | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業年金等の運用時における課税を廃止し適正な年金額の確保を図るとともに、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すこと。 |

| | | | |
|---|------|--|---|
| | | <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数及び積立金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 主要国においては、企業年金等の運用時には非課税が原則である。企業年金等の運用時における課税が廃止されることにより、勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定が図られ、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展が見込まれる。</p> | |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>主な企業年金等の積立金額</p> <p>厚生年金基金(平成22年3月末) 290,031億円 確定給付企業年金(平成22年3月末) 390,377億円 確定拠出年金(平成22年3月末) 48,636億円</p> |
| | | ② 減収額 | <p>国 税: ▲2,224億円(参・予算委員会資料「租税特別措置法の規定による増減収額試算」(平成22年4月)より) 地方税: ▲761億円(厚生労働省試算)</p> |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: -) 平成11年度から特例により特別法人税が凍結されており、一時的に運用時における課税はなされていない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: -) 特別法人税を撤廃することにより、企業年金等の運用時における課税が主要国並みに非課税となり、年金資産の維持・安定が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 設定困難) 現在凍結されている特別法人税が復活した場合、低金利の状況の中、企業年金等の積立金の元本自体が毀損するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 設定困難) ・主要国においては、企業年金等の運用時には非課税が原則である。 ・企業年金等の運用時における課税が廃止されることにより、勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等が図られる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>主要国においては、企業年金等の運用時には非課税が原則である。勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図る観点から、特別法人税を撤廃する必要がある。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>企業年金等の運用時における課税が廃止されることにより、勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定と適正な年金額の確保が図られるものであり、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p> |

| | | |
|----|--------------------|---|
| 10 | 有識者の見解 | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | | |
|---|----------------------|--|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 投資法人の導管性要件である投資口国内 50%超募集要件の見直し | |
| 2 | 要望の内容 | 投資法人の導管性要件（支払配当を損金算入するための要件）である出資（投資口）の過半を国内で募集する必要があるという要件（投資口国内募集 50%超要件）について、「個々の増資ごと」ではなく「出資の合算」で判定すること。 | |
| 3 | 担当部局 | 金融庁総務企画局政策課金融税制室 | |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 8 月 | |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 投資法人に係る課税の特例は平成 10 年度に創設されたが、投資口国内募集 50%超要件は当初より改正されていない。 | |
| 6 | 適用又は延長期間 | 恒久措置とする | |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 証券化市場に厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。 《政策目的の根拠》 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）（抜粋） 「金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。」 |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | Ⅲ－１－（１）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着 |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外からのリスクマネーを供給できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人を用いた不動産証券化の案件実績（規模）、不動産投資市場における Jリート の資産規模 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化 |

| | | | |
|---|------|--------------------|--|
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 投資法人の支払配当損金算入制度の適用実績（適用対象法人数） H18年度 40 法人 H19年度 42 法人 H20年度 41 法人 H21年度 41 法人 |
| | | ② 減収額 | — |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月～平成22年3月)</p> <p>投資法人の投資口国内50%超募集要件については、投資法人が増資により資金調達を行う際、「個々の増資ごとに、その過半を国内募集する必要がある」というのが現行法の解釈となっている。そのため、増資の際、出資の国内募集割合が出資を合算すると過半となる場合でも当該増資では過半とならないケースでは、海外からの資金調達に支障をきたすこととなっており、海外からのリスクマネーを供給できる環境が整備されているとはいえない状況にある。</p> <p>なお、昨今の経済情勢を受け、我が国の不動産証券化の実績は急落している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月～平成22年3月)</p> <p>投資法人の投資口国内50%超募集要件については、投資法人が増資により資金調達を行う際、「個々の増資ごとに、その過半を国内募集する必要がある」というのが現行法の解釈となっている。そのため、増資の際、出資の国内募集割合が出資を合算すると過半となる場合でも当該増資では過半とならないケースでは、海外からの資金調達に支障をきたすこととなる。そのため、海外からのリスクマネーを供給できる環境が整備されているとはいえない状況にある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成17年4月～平成22年3月)</p> <p>投資法人の投資口国内50%超募集要件について現行通りの解釈が維持された場合には、増資の際、出資の国内募集割合が出資を合算すると過半となる場合でも当該増資では過半とならないケースでは、今後も海外からの資金調達に支障をきたすことになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年4月～平成22年3月)</p> <p>税収減は生じないと考えられる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 投資法人の投資口国内50%超募集要件を「個々の増資ごと」ではなく「出資の合算」で判定することを明確化することで、資金の調達方法が多様化され、不動産証券化市場が活性化し、我が国金融・資本市場の競争力が強化される。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等 | — |

| | | |
|----|------------------------------|-------------------------|
| | との役割 分担 | |
| | ③ 地方公共 団体が協 力する相 当性 | 税収減は生じないと考えられるので、相当である。 |
| 10 | 有識者の見解 | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期 | — |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | | |
|---|----------------------|--|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例措置の恒久化 | |
| 2 | 要望の内容 | 協同組織金融機関の貸倒引当金に係る租税特別措置法第 57 条の 10 に規定されている特例制度（割増特例 116/100）を恒久化すること。 | |
| 3 | 担当部局 | 金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 | |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 8 月 | |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和 41 年に本措置が 2 年間の時限措置として創設され、期限到来の都度 2 年間(平成 10 年度改正では 3 年間)延長されてきた。 | |
| 6 | 適用又は延長期間 | 恒久措置とする | |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。</p> <p>そのため、協同組織金融機関の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</p> <p>【根拠】経済財政改革の基本方針 2007(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等</p> |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>Ⅲ-2-(2)</p> <p>中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進</p> |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>協同組織金融機関は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスが可能な株式会社である銀行とは違い、課税後利益の積上げ以外に内部留保を充実させる手段が少ないため、当該措置により、自己資本比率を高めることによって、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>協同組織金融機関による中小企業等に対する資金供給の状況</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>銀行に比べて資本調達手段の乏しい協同組織金融機関において、内部留保を安定的に充実させ、自己資本を向上させることができる。その結果、協同組織金融機関におけるリスクテイク能力を高め、地域の中小企業等に対する融資の円滑化に資することになり、ひいては地域金融システムの安定化に貢献している。</p> |

| | | | | | | |
|---|------|----------------|---|-------|-------|---------------|
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | ○適用法人数(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む) | | | |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 (見込み) |
| | | 対象法人数 | 461 | 457 | 447 | 445 |
| | | 適用法人数 | 439 | 437 | 429 | 427 |
| | | 適用割合 | 95.2% | 95.6% | 96.0% | 96.0% |
| | | | (注)金融庁調べ | | | |
| | | ② 減収額 | ○減収額(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む) | | | |
| | | | (単位:百万円) | | | |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 (見込み) |
| | | 法人税 | 9,872 | 9,588 | 9,652 | 9,581 |
| | | 法人住民税 | 1,707 | 1,658 | 1,668 | 1,655 |
| | | 法人事業税 | 2,961 | 2,876 | 2,855 | 2,833 |
| | | | (注)金融庁調べ | | | |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成22年度) 地域金融システムの安定化に貢献している。 | | | |
| | | | 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成22年度) 信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状 | | | |
| | | | <中小企業向け貸出残高> | | | |
| | | | (単位:兆円) | | | |
| | | | 信用金庫 | 信用組合 | 国内銀行 | |
| | | 17年12月 | 41.5 | 9.3 | 177.7 | |
| | | 18年12月 | 42.1 | 9.4 | 187.1 | |
| | | 19年12月 | 42.3 | 9.5 | 185.3 | |
| | | 20年12月 | 43.0 | 9.5 | 184.0 | |
| | | 21年12月 | 42.8 | 9.4 | 177.6 | |
| | | | (注1)データは「2010年版中小企業白書」による。 | | | |
| | | | (注2)数字は平成22年3月末時点。 | | | |
| | | | 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度～平成22年度) 本措置は、協同組織金融機関の内部留保を高めることにより、地域の中小企業に対する融資の円滑化に資し、地域金融システムの安定化に貢献している。 | | | |
| | | | 仮に本措置が認められない場合には、協同組織金融機関のリスクテイク能力が相対的に低下し、中小企業等への資金供給に支障を及ぼすおそれがある。 | | | |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | | <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成22年度)</p> <p>協同組織金融機関の自己資本の充実に寄与し、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じて長期的な視点で地域経済の活性化を図ることができる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>協同組織金融機関の自己資本の充実が図られ、リスクテイク能力が高まることにより、一般金融機関からの融資を受けにくい会員(組合員)に対する金融サービスの提供の充実が図られるようになる。この結果、地域金融システムの安定化が図られるようになる。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | — |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>協同組織金融機関の内部留保を増加することにより、地域の中小企業等に対する資金供給が円滑に行われることになり、ひいては地域経済の活性化に資することとなる。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 少額短期保険業者に係る収入割の特例措置の延長 |
| 2 | 要望の内容 | 少額短期保険業者に係る課税標準額の取扱いについて、引き続き現行の特例措置を5年間延長すること。 |
| 3 | 担当部局 | 金融庁総務企画局企画課保険企画室 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成18年度に創設された。 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 5年間 |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 |
| | | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少額短期保険業者の経営の安定を図ること</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》 保険業法(平成七年六月七日法律第五号) (目的) 第1条 この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> |
| | | <p>I-1 金融機関が健全に経営されていること</p> |
| | | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有すること等から、当該業者の担税力に配慮した課税とし、経営の安定を図ること。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・法人事業税の特例措置の適用業者数 ・ソルベンシー・マージン比率 ・当期純損益</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有すること等から、当該業者の担税力に配慮した特例措置を講ずることにより、当該業者の健全な経営に寄与しているところ。</p> |

| | | | |
|---|------|----------------|--|
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度:5 社 ・平成 19 年度:19 社 ・平成 20 年度:62 社 ・平成 21 年度:64 社 ・平成 22 年度(見込み):65 社 <p>※上記は、登録年月日ではなく、少額短期保険業の業務開始日をもとに集計。</p> |
| | | ② 減収額 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度:4 百万円 ・平成 19 年度:4 百万円 ・平成 20 年度:43 百万円 ・平成 21 年度:34 百万円 ・平成 22 年度(推計):34 百万円 |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 21 年度)</p> <p>特別な法律上の根拠なく任意団体等で共済事業を行ってきた事業者が円滑に少額短期保険業者に移行した。また、特殊な事情のある1社を除き廃業した業者がなく、ソルベンシー・マージン比率は全社において健全性の基準を上回るなど、少額短期保険業者の経営の安定が確保されてきている。</p> <p>ただし、少額短期保険業は、制度開始後間もないこと等から、当期純損益の赤字を計上している業者の割合は依然として高い状況にある。</p> <p>①法人事業税の特例措置の適用業者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度:5 社 ・平成 19 年度:19 社 ・平成 20 年度:62 社 ・平成 21 年度:64 社 <p>※上記は、登録年月日ではなく、少額短期保険業の業務開始日をもとに集計。</p> <p>※廃業した1社は除く。</p> <p>②当期純損益の赤字を計上している業者の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度:85.7% ・平成 20 年度:73.8% ・平成 21 年度:66.2% <p>(注)上記①②は、いずれも少額短期保険業者の報告データより作成。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 21 年度)</p> <p>上記のとおり、少額短期保険業者の経営の安定が確保されてきているところであり、本特例措置が一定の寄与をしているものと考えられる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 21 年度)</p> <p>少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有することや、当期純損益の赤字を計上している業者の割合が依然として高い状況にあること等から、本特例措置が延長されなかった場合には、少額短期保険業者の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれがある。</p> |

| | | | |
|----|--------------------|-----------------------|--|
| | | | <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年度～平成21年度)</p> <p>上記のとおり、本特例措置は、少額短期保険業者の経営の安定に寄与しており、保険契約者の保護を図るものとなっていることから、本特例措置による税込減は是認されるべきものであると考える。</p> |
| 9 | 相当性 | ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有することや、当期純損益の赤字を計上している業者の割合が依然として高い状況にあること等を踏まえ、本特例措置を講じ、少額短期保険業者の担税力に配慮した課税とすることにより、経営の安定を図ることとなることから、本特例措置は妥当なものである。</p> |
| | | ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | — |
| | | ③: 地方公共団体が協力する相当性 | <p>地方税込の安定に資するため収入金課税方式が採用されていること等を踏まえると、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続 |
| 2 | 要望の内容 | <p>適格退職年金は、平成24年3月末に廃止されるため、その廃止期限までの間に、他の企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済)への移行の促進が図られているところであるが、事業主の不在等により、他の企業年金等に移行できない場合がある。</p> <p>このような適格退職年金に限り、平成24年4月以降も税の優遇措置(運用時:特別法人税非課税、給付時:所得税非課税(遺族に支給される年金)、公的年金等控除(年金)、退職所得控除(一時金))を継続すること。</p> |
| 3 | 担当部局 | 金融庁総務企画局企画課保険企画室 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 新規要望のため、該当せず |
| 6 | 適用又は延長期間 | 要望の対象である「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業主の不在等により、他の企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者の権利を保護すること</p> <p>《政策目的の根拠》 保険業法(平成七年六月七日法律第五号) (目的) 第1条 この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> |
| | | <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>Ⅱ-1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること</p> |
| | | <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、平成24年4月以降も税の優遇措置を継続し、当該受給者の権利の保護を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 事業主の不在等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に係る不利益の回避(適用者数)</p> |

| | | |
|---|------|---|
| | | <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金が存在しているが、当該年金の受給者は、平成24年4月以降は、適格退職年金制度の廃止により、税の優遇措置が受けられなくなる。</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決定されたことに鑑みると、これらの受給者について、平成24年4月以降も税の優遇措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平を確保し、受給者の権利の保護を図ることとなる。</p> |
| 8 | 有効性等 | <p>① 適用数等</p> <p>平成21年度末:93件(296人) 平成22年度末:84件(267人) 平成23年度末:75件(240人) 平成24年度末:66件(210人) 平成25年度末:58件(187人)</p> <p>※有期年金の終了や平均余命を考慮しつつ、残存率を推計した上で、数値を算出。</p> |
| | | <p>② 減収額</p> <p>減収額:21百万円(国税:17百万円、地方税:4百万円)※いずれの計数も推計。</p> <p>《算出方法》</p> <p>○運用時</p> <p>廃止期限後に、運用時において、課税された場合と非課税とされた場合を比較し、減収見込み額を算出。</p> <p>※運用時において、特別法人税(国税:1%、地方税:0.173%)を参考に、同率の課税がなされると仮定。</p> <p>※事業主がいない適格退職年金に係る資産額は、1,655百万円(平21年度末時点)</p> <p>○給付時</p> <p>廃止期限後に、給付時において、一時所得として課税される場合と退職所得控除の対象となる場合を比較し、減収見込み額を算出。</p> |
| | | <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～)</p> <p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金が存在しているが、当該年金の受給者は、平成24年4月以降は、適格退職年金制度の廃止により税の優遇措置が受けられなくなる。</p> <p>このため、これらの受給者について、平成24年4月以降も税の優遇措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平を確保し、受給者の権利の保護を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～)</p> <p>上記のとおり、事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金の受給者について、税の優遇措置を継続することにより、当該受給者の権利の保護が図られることとなる。</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度～)</p> <p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、税の優遇措置が継続されない場合には、平成 24 年 4 月以降は、適格退職年金制度の廃止により優遇措置が受けられなくなるため、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平が確保できなくなることから、受給者の権利の保護が十分に図られないこととなる。</p> |
| | | | <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度～)</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決定されたことに鑑みると、事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、平成 24 年 4 月以降も税の優遇措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平を確保し、受給者の権利の保護を図ろうとするものであり、本措置による税収減は是認されるべきものであると考える。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者の権利について、平成 24 年 4 月以降も税の優遇措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平を確保し、受給者の権利の保護を図るものであるため、本措置は妥当なものである。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | — |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>事業主の不在等により、平成 24 年 4 月以降も税の優遇措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平を確保し、受給者の権利の保護を図るものであるため、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | | |
|---|----------------------|---|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 損害保険会社等の火災保険等に係る異常危険準備金の積立額の損金算入 | |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | <p>損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積立てにあたり、火災保険等の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入保険料の 4%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立額について損金算入が可能（ただし、無税積立残高が当該年度の正味収入保険料の 30%を越えた場合には、無税積立率は 2%）。</p> <p>異常災害損失（保険の種類ごとに、支払保険金の総額が正味収入保険料の総額の 50%を超える場合における、当該超過額に対応する損失）が生じた場合には、当該損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入。</p> <p>積立後 10 年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入保険料の 30%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る）。</p> | |
| 3 | 担当部局 | 金融庁総務企画局企画課保険企画室 | |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 8 月 | |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <ul style="list-style-type: none"> 制度創設 昭和 28 年度 無税積立率の変遷 昭和 28 年度：10%、昭和 32 年度：7%、昭和 51 年度：6%、昭和 53 年度：5%、昭和 54 年度：4.5%、昭和 55 年度：3.5%、昭和 57 年度：3%、昭和 59 年度：2%、平成 8 年度：3%、平成 17 年度：4%、平成 22 年度：4%（残高率 30%超の場合は 2%） 洗替保証率の変遷 昭和 28 年度：100%（累積限度額）、昭和 35 年度：50%、昭和 51 年度：47%、昭和 52 年度：44%、昭和 53 年度：41%、昭和 54 年度：38%、昭和 55 年度：35%、平成 8 年度：34%、平成 14 年度：32%、平成 15 年度：30% | |
| 6 | 適用期間 | 3 年間（無税積立率を 2%とする措置については恒久措置） | |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 損害保険会社等の経営の健全性を確保すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。（保険業法第 116 条等）</p> |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | Ⅱ-1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 損害保険会社等が、巨大災害発生時においても保険金の支払を円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。</p> |

| | | | |
|---|------|---|--|
| | | <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 損害保険会社等における異常危険準備金積立残高等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 損害保険会社等の経営の健全性を確保するためには、巨大災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる必要がある。</p> | |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 33 法人 |
| | | ② 減収額 | 16,707 百万円(平成 21 年度) ※新法ベースでは 16,527 百万円 |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 17～21 年度)</p> <p>※以下のデータは、日本損害保険協会加盟 19 社のもの</p> <p>平成 21 年度末の異常危険準備金積立残高(有税分及び無税分の合計)は、17,807 億円(正味収入保険料の 102.8%)となり、無税積立率が 4%に引き上げられる直前の平成 16 年度末(積立残高 11,446 億円、正味収入保険料の 67.2%)と比較すれば、政策目的の達成に向けて着実な積立ての進捗がみられる。</p> <p>ただし、経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、27,720 億円(正味収入保険料の 160%)であり、平成 21 年度末の残高の実績と比較すると、更に約 1 兆円の積立てを要することから、引き続き、積立てを進捗させていくことが必要な状況にある(資料 P2 参照)。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和 59 年度～平成 21 年度)</p> <p>過去、無税積立率が 2%(昭和 59～平成 7 年度)ないし 3%(平成 8～16 年度)であった時期においては、異常災害の発生の多寡等に応じて年度により変動はあったものの、異常危険準備金の積立残高(正味収入保険料対比)は、概ね横ばいないし微増に止まっていた。</p> <p>他方、無税積立率が 4%となった平成 17 年度以降は、上記の通り、異常危険準備金の積立ては、これまでのところ着実に進捗してきている(資料 P2 参照)。</p> <p>なお、洗替保証率(30%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。現行制度の 30%は、分析期間中における最大規模の異常災害損失をカバーし得る水準であること等から、現時点において特段支障は生じていないが、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。</p> <p>また、正味損害率(※)(50%)を超える損害を異常災害損失として取崩し基準としていることについては、分析対象期間中の平均正味損害率が 47.1%となっており、概ね妥当なものと考えられる(資料 P4 参照)。</p> <p>※ 正味損害率=正味支払保険金÷正味収入保険料</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和 59 年度～平成 21 年度)</p> <p>上記の通り、損害保険会社等の異常危険準備金の積立ては、無税積立率が 4%となって以降、着実に進捗し、経営の健全性の確保に寄与してきている。</p> <p>また、本措置は、(異常災害の発生や 10 年経過時の洗替えにより取崩しが行われることから、)課税の繰延効果があるに過ぎないことも踏まえれば、無税積立による一時的な税収減は是認されるべきものと考えられる。</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立てに寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立てを行なっていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。 |
| 10 | 有識者の見解 | | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

損害保険会社等の火災保険等に係る 異常危険準備金の積立額の損金算入

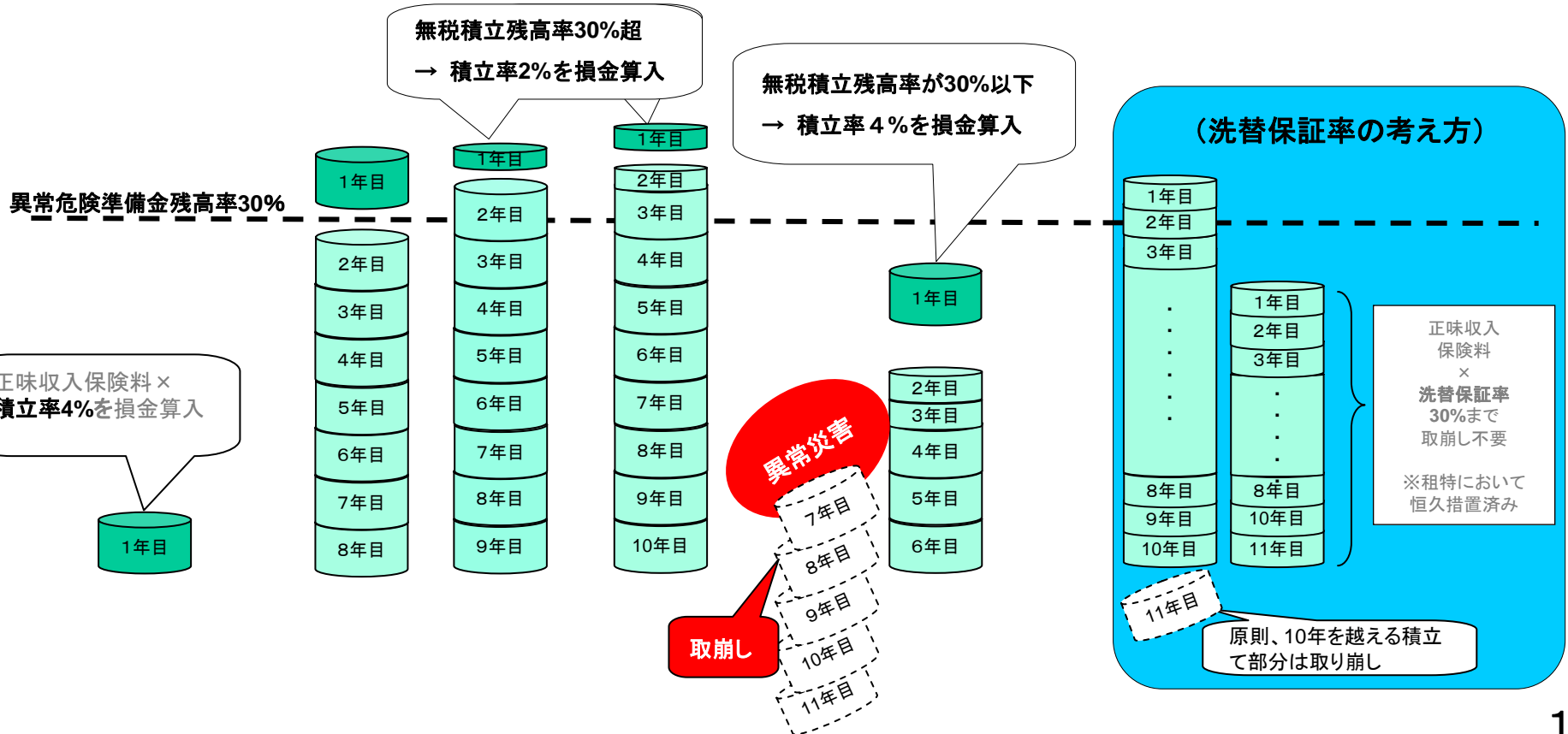
金融庁
総務企画局 保険企画室

◆ 火災保険等に係る異常危険準備金の積立額の損金算入

【租税特別措置の概要】

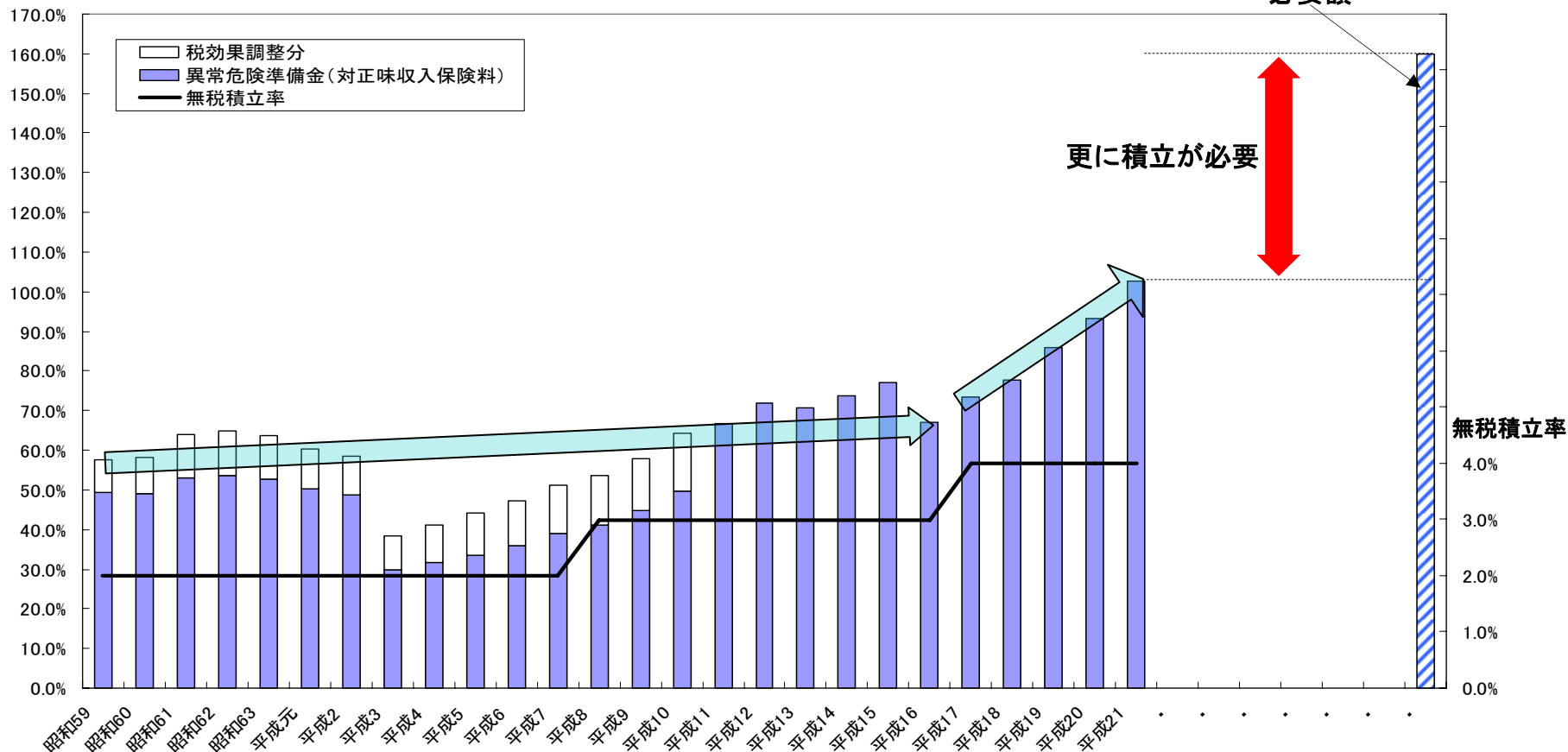
○ 損害保険会社等は、火災保険等の異常災害損失の補てんに充てるための準備金積立額のうち、正味収入保険料の4%（無税積立率）に相当する額について、損金算入が可能（平成25年3月31日まで）。

- ・ 無税積立残高が正味収入保険料の30%を超える場合は、無税積立率は2%。
- ・ 積立後、10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の準備金の残高が、当該年度の正味収入保険料の30%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）



異常危険準備金積立状況(有税・無税合計分)

正味対収入保険料に
対する割合



(注1) 日本損害保険協会加盟27社のうち、適用のある19社の合計

(注2) 平成11年度以降は、税効果会計が採用されている。平成10年度以前の準備金のうち、網掛け部分は実際の積立残高に基づくものであり、白抜き部分は、仮に税効果会計を採用していたとした場合の調整分(平成21年度の実効税率により機械的に計算)を示す。

異常危険準備金積立率および洗替保証率の変遷

| 改正年次 | 火災・積荷・運送・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任 | | | | | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------|------|---------|-------------|-----------|-------|------|---------|------|
| | 積立率 | | | | 累積 限度額 | 洗替保証率 | | | |
| | 適用率 | 法人税法 | 租税特別措置法 | | | 適用率 | 法人税法 | 租税特別措置法 | |
| | | | (本則) | (措置) | | | | (本則) | (措置) |
| 昭和28(1953)年 | 10% | 10% | | | 100% | | | | |
| 昭和32(1957)年 | 7% | 7% | | | | | | | |
| 昭和35(1960)年 | | | | | | | | | |
| 昭和40(1965)年 (法人税法の 全文改正) | | | 7% | | | 50% | 50% | | |
| 昭和51(1976)年 | 6% | | 5% | 6% | | 47% | | 35% | 47% |
| 昭和52(1977)年 | | | | | | 44% | | | 44% |
| 昭和53(1978)年 | 5% | | | | | 41% | | | 41% |
| 昭和54(1979)年 | 4.5% | | 4.5% | | | 38% | | | 38% |
| 昭和55(1980)年 | 3.5% | | 3.5% | | | 35% | | | |
| 昭和57(1982)年 | 3% | | 3% | | | | | | |
| 昭和59(1984)年 | 2% | | 2% | | | | | | |
| 平成8(1996)年 | 3% | | | 3% | | 34% | | 34% | |
| 平成14(2002)年 | | | | | | 32% | | 32% | |
| 平成15(2003)年 | | | | | | | 30% | | 30% |
| 平成17(2005)年 | 4% | | | 4% | | | | | |
| 平成22(2010)年 | 4% (条件付) | | | 4% (条件付) | | | | | |

正味損害率の状況

※ 日本損害保険協会加盟27社のうち、
適用のある19社の合計

| | 正味収入保険料 (億円) | 正味支払保険金 (億円) | 正味損害率 | | 異常災害取崩額 (億円) |
|-------------|-----------------|-----------------|-------|---------|-----------------|
| | | | 正味損害率 | 平均正味損害率 | |
| 1984(昭和59)年 | 11,354 | 5,204 | 45.8% | 47.1% | 44 |
| 1985(昭和60)年 | 11,647 | 5,663 | 48.6% | | 135 |
| 1986(昭和61)年 | 11,154 | 5,012 | 44.9% | | 20 |
| 1987(昭和62)年 | 11,440 | 4,743 | 41.5% | | 17 |
| 1988(昭和63)年 | 12,146 | 4,631 | 38.1% | | 1 |
| 1989(平成元年) | 13,328 | 5,243 | 39.3% | | 13 |
| 1990(平成2)年 | 14,273 | 6,286 | 44.0% | | 17 |
| 1991(平成3)年 | 14,728 | 10,165 | 69.0% | | 2,739 |
| 1992(平成4)年 | 14,858 | 7,310 | 49.2% | | 148 |
| 1993(平成5)年 | 14,949 | 7,535 | 50.4% | | 249 |
| 1994(平成6)年 | 15,756 | 6,485 | 41.2% | | 0 |
| 1995(平成7)年 | 16,263 | 6,340 | 39.0% | | 0 |
| 1996(平成8)年 | 17,466 | 7,249 | 41.5% | | 25 |
| 1997(平成9)年 | 17,809 | 7,230 | 40.6% | | 31 |
| 1998(平成10)年 | 16,938 | 8,354 | 49.3% | | 274 |
| 1999(平成11)年 | 16,550 | 8,605 | 52.0% | | 467 |
| 2000(平成12)年 | 16,263 | 7,648 | 47.0% | | 43 |
| 2001(平成13)年 | 16,112 | 7,967 | 49.4% | | 625 |
| 2002(平成14)年 | 16,407 | 7,389 | 45.0% | | 107 |
| 2003(平成15)年 | 16,889 | 7,283 | 43.1% | 32 | |
| 2004(平成16)年 | 17,043 | 11,584 | 68.0% | 2,542 | |
| 2005(平成17)年 | 17,712 | 8,672 | 49.0% | 145 | |
| 2006(平成18)年 | 18,168 | 9,291 | 51.1% | 244 | |
| 2007(平成19)年 | 18,079 | 8,344 | 46.2% | 22 | |
| 2008(平成20)年 | 17,924 | 8,282 | 46.2% | 0 | |
| 2009(平成21)年 | 17,325 | 7,764 | 44.8% | 0 | |